

令和5年度追加募集の概要等について（予定）

1. 概要

既存の設備を省エネ効果のある設備に更新又は新設する事業者に対し、その費用の一部を助成する。令和5年4月1日以降の取組が対象になります。

2. 助成要件等

- ア 補助対象者 県内に本社所在地を有する中小企業者等
(ただし、設備の更新・導入の対象となる建物等を県内に有する事業者に限る)
- イ 対象経費 空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、エネルギー管理設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、発電設備（50kW未満：太陽光パネル及び付属設備）、建物付属設備（断熱ガラス及びサッシ）
(工事費含む、エネルギー管理設備・発電設備は新設のみ対象)
- ウ 補助率 ①発電設備以外
対象経費 150万円以下：2/3以内、
対象経費 150万円を超える部分：1/2以内
②発電設備：4万円以内/kW
- エ 補助額 下限 50万円、上限 500万円
- オ 案内開始 受付開始の概ね1ヶ月前に募集要領、申請書類等を公開します。
- カ 受付開始 令和5年9月（予定）

【中小企業者等】

中小企業支援法第2条第1項第1号から第4号で規定する会社、個人及び組合（主たる業種が、農業、林業、漁業、学校・社会教育業、医薬品小売業、医療・福祉業を除く）、旅館業の営業許可を有する宗教法人（宿坊等）、酒類業組合・連合会、生活衛生同業組合・連合会、商店街振興組合、認定職業訓練を実施している法人・団体

【建物等】

建物等における補助対象者の事業内容が、農業、林業、漁業、学校・社会教育業、医薬品小売業、医療・福祉業、宗教業、性風俗関連特殊営業でないもの。